

議案第 37 号

専決処分の承認を求めることについて
(阿見町都市計画税条例の一部改正について)

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 8 年 4 月 6 日

阿見町長 千葉 繁

専決処分第 5 号

専決処分書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 8 年 3 月 31 日

阿見町長 千葉



記

阿見町都市計画税条例の一部改正について

阿見町都市計画税条例の一部を改正する条例

阿見町都市計画税条例(昭和56年阿見町条例第3号)の一部を次のように改正する。

附則第2項(見出しを含む。)中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改める。

附則第3項(見出しを含む。)中「附則第15条第36項」を「附則第15条第35項」に改める。

附則第15項を附則第16項とする。

附則第14項中「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」を「第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項」に改め、同項を附則第15項とする。

附則第13項中「附則第5項及び第7項」を「附則第6項及び第8項」に、「附則第6項、第8項及び第9項」を「附則第7項、第9項及び第10項」に、「附則第8項から第10項まで」を「附則第9項から第11項まで」に、「附則第11項」を「附則第12項」に改め、同項を附則第14項とする。

附則第12項中「附則第11項」を「附則第12項」に改め、同項を附則第13項とし、附則中第11項を第12項とし、第10項を第11項とする。

附則第9項中「附則第5項」を「附則第6項」に改め、同項を附則第10項とし、附則第8項を附則第9項とする。

附則第7項中「附則第5項」を「附則第6項」に改め、同項を附則第8項とし、附則中第6項を第7項とし、第5項を第6項とする。

附則第4項の見出し中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、同項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準(同上第3項の条例で付加した事項を含む。)又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 家屋が高齢者、障害者等の異動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令

第379号)第5条各号に規定する特定建築物(高齢者、障害者等の異動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第14条第3項の条例で定める特定建築物を含む。)のいずれかに該当するかの別

附則中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

(法附則第15条の11第1項の条例で定める割合)

- 4 法附則第15条の11第1項の条例で定める割合は、3分の1とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の阿見町都市計画税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)第1条の規定に拠る改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

阿見町都市計画税条例（昭和56年条例第3号）新旧対照表

改正前	改正後	備考
<p>附 則</p> <p>（法附則第15条第32項の条例で定める割合）</p> <p>2 法附則第15条第32項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>（法附則第15条第36項の条例で定める割合）</p> <p>3 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>（新設）</p> <p>（改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</p> <p>4 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高年齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年</p>	<p>附 則</p> <p>（法附則第15条第31項の条例で定める割合）</p> <p>2 法附則第15条第31項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>（法附則第15条第35項の条例で定める割合）</p> <p>3 法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>（法附則第15条の11第1項の条例で定める割合）</p> <p>4 法附則第15条の11第1項の条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>（改修特別特定建築物 に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</p> <p>5 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物 について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高年齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等</p>	

改正前	改正後	備考
<p><u>法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である</u></p> <hr/> <p>__旨を証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別</u></p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p><u>7 附則第5項</u>の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の</p>	<p><u>円滑化基準（同上第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する旨を証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 家屋が高齢者、障害者等の異動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に規定する特定建築物（高齢者、障害者等の異動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第3項の条例で定める特定建築物を含む。）のいずれかに該当するかの別</u></p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p><u>7</u> (略)</p> <p><u>8 附則第6項</u>の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の</p>	

改正前	改正後	備考
<p>2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第5項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>8 （略）</p> <p>9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。</p>	<p>2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第5項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>9 （略）</p> <p>10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第6項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。</p>	

改正前	改正後	備考
<p>(農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>10 (略)</p> <p>(市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例)</p> <p>11 (略)</p> <p>12 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する附則第11項の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。</p> <p>13 附則第5項及び第7項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第5項及び第7項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第6項、第8項及び第9項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第8項から第10項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第11項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第11項及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条</p>	<p>(農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>11 (略)</p> <p>(市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例)</p> <p>12 (略)</p> <p>13 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する附則第12項の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。</p> <p>14 附則第6項及び第8項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第6項及び第8項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第7項、第9項及び第10項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第9項から第11項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第12項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第12項及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条</p>	

改正前	改正後	備考
<p>の2第1項に規定するところによる。</p> <p>14 法附則第15条第1項、<u>第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p> <p>15 (略)</p>	<p>の2第1項に規定するところによる。</p> <p>15 法附則第15条第1項、<u>第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p> <p>16 (略)</p>	

議案第 37 号説明資料

条例改正の概要

令和 8 年度税制改正による地方税法等の一部を改正する法律が本年 3 月 31 日国会において可決成立したことを受け、当該改正を町都市計画税条例に反映させる必要が生じたため、専決処分により改正したものである。

改正点

【法附則第十五条の十一第一項の条例で定める割合】

附則第 4 項… 改修特別特定建築物に係る課税標準の特例措置のわがまち特例の割合を定める規定を新設

【改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を

受けようとするものがすべき申告】

附則第 5 項… 法律改正にあわせて改正

附則第 18 項… 法律改正にあわせて改正